

飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る

福祉関連事業所等 PCR 検査（スクリーニング検査）の連携協定を締結しました

市民の生活維持を支援するために事業の継続が必要な福祉関連事業所等で発生する感染拡大を最小限にとどめ、高齢者をはじめ支援を必要とする人々が市民生活を継続するために、市内の福祉関連事業所等の希望による定期的な検査（スクリーニング検査）ができるよう SB 新型コロナウイルス検査センター株式会社と連携協定を締結しました。このことにより、優先的に検査を受けることが可能となります。

検査対象者

以下の条件を満たす方を対象とする検査を行う事が条件です。

- ①市内に所在する福祉関連事業所等の従事者等
- ②行政(保健所)検査の対象となっていないこと
- ③申込み時点で、無症状であること ※検査は、事業所等ごとに実施する必要があります。対象となる福祉関連事業所等については、裏面をご覧ください。



検査までの流れ

- ①検査を希望する場合は、下記の市担当課までご連絡ください。
- ②検査キットが事業所に届きます。
- ③検査キットの説明に従って、唾液の検体を採取して検査センターに送付します。*検査費用（検査キット含む）及び送付費用は全額事業所負担です。
- ④送付書類に記載する指定した通知先へ検査結果が通知されます。*費用は 2,200 円(税込) / 人 + 梱包資材費 + 送料 となります。

お問合せ 電話：(代表) 0948-22-5500

| 保育施設等 | 介護サービス事業所等 高齢者向け入所施設 | 障がい福祉サービス事業所等 |
|---|---|---|
| 子育て支援課 保育給付係 内線：1113 FAX：0948-21-9508 メールアドレス kosodate@city.iizuka.lg.jp | 高齢介護課 事業所係 内線：1131・1132 FAX：0948-25-6214 メールアドレス koureikaigo@city.iizuka.lg.jp | 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係 内線：1157 FAX：0948-21-6356 メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp |

スクリーニング検査の対象となる福祉関連事業等について

保育施設等

保育園、認定こども園、届出保育施設（児童福祉法第59条の2の規定に基づき、福岡県知事に同条に定める事項を届出している認可外保育施設）、幼稚園

介護サービス事業所等

- ①通所系事業所：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業を行う事業所、複合型サービス
- ②訪問系事業所：訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導又は第1号訪問事業を行う事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ③支援事業所：居宅介護支援、介護予防支援、第1号介護予防支援事業を行う事業所
- ④入居系事業所：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ⑤福祉用具事業所：福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- ⑥介護サービス事業所のみなし指定を受けた医療機関

高齢者向け入居施設

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、県認定高齢者向け優良賃貸住宅

障がい福祉サービス事業所等

- ①訪問系事業所：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援
- ②日中活動系事業所：生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援
- ③居住系事業所：共同生活援助、施設入所支援
- ④障がい児通所・入所事業所：児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障がい児入所支援
- ⑤計画相談事業所：計画相談支援、障がい児相談支援